

○厚生労働省告示第三百一号

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号）  
 第二条第三項第三号の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。ただし、同令附則第二項に基づき、同令の施行前に行う必要がある手続その他の行為においては、同日前においてもこの告示を適用する。  
 令和五年十一月七日  
 厚生労働大臣 武見 敬三

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号）  
 以下「共用試験省令」という。第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 共用試験省令第一条に規定する共用試験（以下「共用試験」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生（以下「歯学生」という。）を対象として、各大学において、毎年度、本試験（各大学において各年度内に初めて行われるものをいう。以下同じ。）及び本試験を受けることができなかった者又は本試験に合格しなかった者を対象とした試験が、それぞれ少なくとも一回行われるものであること。
- 二 共用試験は、学科試験及び実技試験によって行い、実技試験は次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 全ての受験者が同一の科目を受験することとされていること。
  - ロ 試験の科目及びその数が適切であること。
  - ハ 受験者を評価する者の評価能力の向上及び評価の質の保証のための取組が実施されていること。
  - ニ 実技試験で行う医療面接（特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報を得るために行う面接をいう。以下同じ。）の模擬患者（医療面接において患者を演ずる者をいう。）の対応能力の向上及び対応の質の保証のための取組が実施されていること。

- 三 共用試験の合格基準が、各大学その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する歯学生の知識及び技能を評価するために適切なものであること。
- 四 合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること。
- 五 共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。
- 六 障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこととされていること。
- 七 共用試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができることとされていること。
- 八 共用試験を受験しようとする者が共用試験省令第二条第一項に規定する共用試験実施機関に納める受験手数料が適切に定められていること。